

学校規模によるメリット・デメリット

中央教育審議会初等中等教育分科会 小中学校設置・運営の在り方等に関する作業部会 配布資料より

	小規模化	
	メリット	デメリット
学習面	○児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1 学年 1 学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。
	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
		○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。
	○児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面・財政面	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。	○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
	○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	○子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

	大規模化	
	メリット	デメリット
学習面	○集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
	○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	
生活面	○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	○学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	○全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面・財政面	○教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ○校務分掌を組織的にくいやすい。 ○出張、研修等に参加しやすい。	○教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	○子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。	○特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	○PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

中学校における部活動の状況

(平成28年5月1日現在)

(単位:人)

	生徒数	通常学級生徒数	通常学級数 (級)	運動系														文化系										合計						
				野球部	サッカー部	ソフトボール部	バレーボール部	バスケットボール部	バドミントン部	ソフトテニス部	卓球部	陸上部	剣道部	柔道部	アイスホッケー部	スピードスケート部	フィギュアスケート部	水泳部	部数小計 (部)	部員数小計	吹奏楽部	合唱部	美術部	文化部	演劇部	文芸部	自然観察部	菜園ボランティア部	陶芸部	課外活動部	部数小計 (部)	部員数小計	部数合計 (部)	部員数合計
第一中	493	466	14	31	45		20	31	49	68	38						7	282	58	33	37									3	128	10	410	
第二中	312	299	9	18	27		40	31	58	14				5			7	193	25		24									2	49	9	242	
第四中	313	284	9	19	30			37	37	36	21		11				7	191	29			18	11							3	58	10	249	
第五中	338	315	10	13	38		19	29	57	13	22	18					8	209	36		17				18	10	7	5	88	13	297			
第七中	72	69	3	15			17		8	21					3		5	64											0	0	5	64		
第八中	435	399	12	23	37	8	3	24	55	51	27	26	12		4		11	270	33		33				36				3	102	14	372		
大空中	185	179	6	12	22			29	26		27				1		6	117	34										1	34	7	151		
南町中	642	625	17	36	54	1	36	50	57	92	44	26	5	2	6	2	5	2	15	418	71		27							2	98	17	516	
西陵中	442	434	12	46	36		12	40	18	64	46	31			1			9	294	67		35							2	102	11	396		
緑園中	313	286	9	21	15	12	11	26	18	37	16	25						9	181	39		10							2	49	11	230		
翔陽中	504	469	14	22	46		26	44	69	30	33	8	11					9	289	60		23							2	83	11	372		
川西中	70	66	3		21		12			20								3	53			8							1	8	4	61		
清川中	25	21	3	4			8		5									3	17			8							1	8	4	25		
八千代中	16	15	3							16								1	16										0	0	1	16		
合計	4,160	3,927	124	260	371	21	204	341	457	462	274	134	39	2	17	5	5	2	100	2,594	452	33	156	66	18	11	36	18	10	7	27	807	127	3,401

※人数は男女とも含んでいる

学級数ごとの1校あたり平均部活動数			
学級数	~5	6~11	12~
学校数	4	5	5
部活動設置数	3.5	10	13

教職員定数配置基準について

【普通学級】

学級数	2	3		4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
		単置校で 15人以下	単置校で 16人以上			100人 以下	101人 以上														
配置数	小学校	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	18	19	20	21	22	23
	中学校	6	9		9	10	11		13	15	16	18	20	21	22	23	25	26	28	30	31

※配置数に校長・教頭を含み、養護教員、事務職員を除く。

【特別支援学級】

学級数	1	2	3	4	5	6	7	
配置数	小学校	1	2	4	5	6	7	8
	中学校	1	3	4	5	6	7	8

【養護教員】

小学校 4学級以上又は3学級で児童数が11人以上 …… 1人
 中学校 4学級以上又は3学級で生徒数が11人以上 …… 1人

【事務職員】

小学校 4学級から26学級まで又は3学級で児童数が15人以上 …… 1人
 中学校 4学級から20学級まで又は3学級で生徒数が15人以上 …… 1人

※小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準(北海道教育委員会決定)より抜粋

【参考】

中学校教科担任配置例

学級数	配置基準	教 科									
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	
2	6	1	1	1	1					1	
3	9	1	1	1	1	1	1			1	
4	9	1	1	1	1	1	1			1	
5	10	1	1	1	1	1	1	1		1	
6	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	13	1	1	2	1	1	1	1	1	2	
8	15	2	1	2	1	1	1	1	2	2	
9	16	2	1	2	2	1	1	1	2	2	
10	18	2	2	2	2	1	1	2	2	2	
11	20	2	2	3	2	1	1	2	2	3	
12	21	3	2	3	2	1	1	2	2	3	
13	22	3	2	3	3	1	1	2	2	3	
14	23	3	3	3	3	1	1	2	2	3	
15	25	3	3	4	3	1	1	3	2	3	
16	26	3	3	4	3	1	1	3	2	4	
17	28	4	3	4	4	1	1	3	2	4	
18	30	4	4	4	4	1	1	4	2	4	

各教科の授業時数

	第1学年	第2学年	第3学年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140

※学校教育法施行規則別表第二

学校規模に関する関係法令等（抜粋）

◆学校教育法施行規則

（学級数の標準）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

※同規則第79条により、中学校に準用する。

◆公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制の標準）

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の1学級の児童又は生徒の数の標準は、次の表の上覧に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編成の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人（第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人）
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

◆義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
 - 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校にあつてはおおむね6km以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する
 場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に
 適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考
 慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に
 掲げる条件に適合するものとみなす。

◆文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料（昭和59年）

学級数による学校規模の分類（小学校・中学校に適用）

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上